

整理番号 29

所管部局課名 健康福祉局保健医療政策部生活衛生課

処分担当課名 各区役所地域みまもり支援センター
(福祉事務所・保健所支所)衛生課

根拠法令・条例名	旅館業法	根拠条項	第3条の3第1項
許認可等の名称	営業者の地位の承継承認(合併、分割)		

法令・条例等の定め	<ul style="list-style-type: none"> ○旅館業法(昭和23年7月12日法律第138号)第3条の3 ○旅館業法施行規則(昭和23年7月24日厚生省令第28号)第2条 ○川崎市旅館業法施行細則(昭和47年3月31日規則第38号)第5条第2項 		
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律等による興行場法等の一部改正の施行について (昭和60年12月24日厚生省生活衛生局長通知 衛指第270号) ・興行場法、旅館業法及び公衆浴場法の一部改正に関する質疑応答について (昭和61年1月30日厚生省生活衛生課指導課事務連絡) ・「公衆浴場法施行規則等の一部を改正する省令」の施行について (平成13年3月27日厚生労働省健康局長通知 健発第336号) ・川崎市旅館業法施行条例及び川崎市旅館業法施行細則の一部改正について (令和7年7月1日川崎市保健所長通知 7川健生衛第1080号) 		
		公表の可・否	可

標準処理期間	4日		
--------	----	--	--

策定年月日	平成6年10月1日	最新更新年月日	令和7年7月1日
-------	-----------	---------	----------